

仕 様 書

1. 件 名

一般定期健康診断及び特別健康診断業務（静岡運輸支局管内）

2. 実施期間

契約締結日から令和8年1月31日までで、発注者の都合のよい日を優先し、発注者および受注者が協議して定める日時

3. 実施項目及び予定数量

健康診断実施項目一覧（別紙1）及び予定受診者数一覧（別紙2）のとおり
（受診者数は、昨年度実績であるため、実際の人数とは異なります。）

4. 実施場所及び実施方法

健康診断の実施場所は健康診断計画表（別紙3）記載の事務所等所在地及び受注者の医療機関とし、一般定期健康診断については9月末までに担当者立会のもとに実施するものとし、実施方法については、事前に各実施場所の担当者と打ち合わせを行い、その指示に従うものとする。やむを得ず9月末までの実施ができない場合は、実施日について中部運輸局の担当者と協議したうえで、その指示に従うものとする。

5. 未受診者の健診

全実施場所において健康診断を実施した結果、受診対象者で未受診者があるときは、受注者の医療機関・提携医療機関（以下「医療機関という」）または巡回により、未受診者の健診を実施するものとする。ただし、医療機関は静岡県内の医療機関に限る。

6. 健診結果について

- （1）各健診ごとに、医師が総合判断を行うこと。
- （2）各健診結果票は、2部（事業所控、本人用）を下記へ提出すること。
また、特定健康診査対象受診者の受診結果はXML形式データの報告も必要とする。

【提出先】

名古屋市中区三の丸2-2-1名古屋合同庁舎第1号館
中部運輸局総務部人事課厚生係

7. その他

- （1）健康診断を実施するうえで必要な器材は受注者が用意し、経費は庁舎等において使用する光熱水量を除きすべて受注者の負担とする。
- （2）仕様書に定めなき事項または不明な点がある場合は、その都度担当者と協議することとし、また、詳細については担当者の指示によるものとする。
- （3）この業務について、本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性質上当然必

要なものは、担当者の指示に従い受注者の負担で行うこととする。

健康診断実施項目一覧

一般健康診断

	検 査 項 目	対 象 者(中部運輸局)	対 象 者(独立行政法人自動車技術総合機構)
①	既往歴及び業務歴(診察)	全員	全員
②	身長、体重、腹囲	全員	全員
	視力	全員	全員
	聴力	全員	全員
	肥満度	全員	全員
③	自覚症状及び他覚症状	全員	全員
④	胸部X線【直接撮影】または【間接撮影】	全員(40歳未満の職員(20歳、25歳、30歳及び35歳の職員並びに感染症法結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等の職員を除く。)で医師が必要でないと認める者は除く)	全員(40歳未満の職員(20歳、25歳、30歳及び35歳の職員並びに感染症法結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等の職員を除く。)で医師が必要でないと認める者は除く)
⑤	喀痰細胞診	40歳以上の希望者	40歳以上の希望者
⑥	血圧測定	全員	全員
	血糖検査	全員	全員
	尿蛋白、糖の有無	全員	全員
⑦	心電図	35歳、40歳以上	35歳、40歳以上
⑧	LDLコレステロール	全員	全員
	HDLコレステロール	全員	全員
	中性脂肪	全員	全員
	貧血	全員	全員
⑨	胃の検査(胃部X線検査)	50歳以上、40歳以上の希望者(妊娠中の女子職員を除く。)	50歳以上、40歳以上の希望者(妊娠中の女子職員を除く。)
⑩	肝機能	全員	全員
⑪	便潜血反応	40歳以上	40歳以上

※胸部X線について、間接撮影ができない場合、すべて直接撮影としても差し支えない。

婦人科健診

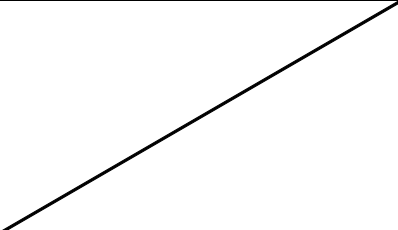
①	乳がん(エコー又はマンモ)	希望者	希望者
②	子宮がん	希望者	希望者

石綿健診

①	自覚症状の検査(咳、痰、息切れ、胸痛等)	船舶、自動車検査業務従事者	自動車検査業務従事者のうち希望者
②	肺臓の検査(エックス線直接撮影を含む)		

※上記のうち、一般健康診断により受診する項目は除く

電離放射線健診

①	被ばく経歴の評価	放射線に被ばくするおそれのある業務従事者	
②	末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査		
③	末梢血液中の赤血球数の検査及び血色素料又はヘマトクリット値の検査		
④	白内障に関する眼の検査		
⑤	皮膚の検査		

情報機器健診(旧:VDT健診(作業区分B))

①	業務歴・既往歴の調査	情報機器作業に従事する職員	情報機器作業に従事する職員
②	自覚症状の調査(眼疲労、筋骨格、ストレス)		
③	眼科学的検査(視力、その他医師が必要と認められる検査)		
④	筋骨格系検査		

※①・②の調査を実施し、医師の判断により必要と認められた場合に、③・④の検査を行う。

※上記のうち、一般健康診断により受診する項目は除く。

予 定 受 診 者 数 一 覧

実施場所		静岡		沼津		浜松		清水		下田		計	
診断項目													
一般健康診断	①	24	37	6	20	6	18	8	8	1	1	45	84
		13		14		12		0		0		39	
	②	24	37	6	20	6	18	8	8	1	1	45	84
		13		14		12		0		0		39	
	③	24	37	6	20	6	18	8	8	1	1	45	84
		13		14		12		0		0		39	
	④	24	37	6	20	6	18	8	8	1	1	45	84
		13		14		12		0		0		39	
	⑤	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
		0		2		0		0		0		2	
	⑥	24	37	6	20	6	18	8	8	1	1	45	84
		13		14		12		0		0		39	
	⑦	10	17	4	10	5	8	5	5	1	1	25	41
		7		6		3		0		0		16	
	⑧	24	37	6	20	6	18	8	8	1	1	45	84
		13		14		12		0		0		39	
	⑨	5	8	0	6	2	4	4	4	1	1	12	23
		3		6		2		0		0		11	
	⑩	24	37	6	20	6	18	8	8	1	1	45	84
		13		14		12		0		0		39	
	⑪	9	16	4	10	4	7	4	4	1	1	22	38
		7		6		3		0		0		16	
婦人科検診	①	3	3	1	2	0	1	1	1	0	0	5	7
		0		1		1		0		0		2	
	②	3	3	0	1	0	1	1	1	0	0	4	6
		0		1		1		0		0		2	
石綿健診		0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	2
		1		0		0		0		0		0	
電離放射線健診		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0		0		0		0		0		0	
情報機器検診(旧:VDT健診)		31	47	8	24	8	21	16	16	3	3	66	111
		16		16		13		0		0		45	

※上段は中部運輸局の受診者数

※下段は独立行政法人自動車技術総合機構の受診者数

健 康 診 断 計 画 表

実施日	曜日	実施時間	実施場所	住 所	対 象 事 務 所	巡回 日数	備 考
			静岡運輸支局	静岡県静岡市駿河区国吉田2-4-25	静岡運輸支局 独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部静岡事務所	1	
			沼津自動車検査登録事務所	静岡県沼津市原字古田2480	沼津自動車検査登録事務所 独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部沼津事務所	1	
			浜松自動車検査登録事務所	静岡県浜松市中央区流通元町11-1	浜松自動車検査登録事務所 独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部浜松事務所	1	
			静岡運輸支局清水庁舎	静岡県静岡市清水区日の出町9-1	静岡運輸支局清水庁舎		巡回予定の支局・ 事務所又は受注者の 医療機関にて受 診
			下田海事事務所	静岡県下田市3-18-23	下田海事事務所		巡回予定の支局・ 事務所又は受注者の 医療機関にて受 診